

## 介護予防・日常生活支援総合事業の弾力化について

## ◎ 趣 旨

介護予防・日常生活支援総合事業の弾力化について報告するもの

## 1 国の動向

R2. 10. 22 「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(令和 2 年厚生労働省令第 176 号)

第 1 号事業に関する見直し

- ① 第 1 号事業(介護予防・生活支援サービス事業)の対象者の弾力化  
第 1 号事業の対象者に、第 1 号事業における補助により実施されるサービス(住民主体のサービス)を継続的に利用する要介護者を追加する。
- ② 第 1 号事業のサービス価格の上限の弾力化  
第 1 号事業のサービス価格(介護予防ケアマネジメント含む)について、国が定める額を勘案して市町村が定めることとする。

## 2 本市の対応

本市においては、要介護認定を受けても、地域とのつながりを維持することができるよう、介護サービス事業者等の団体に構成する「宇都宮市地域包括ケア推進会議」(生活支援部会)における意見も踏まえ、下記のとおり弾力化を行う。

## 【弾力化の概要】

- ① 対象サービス：サービス B
- ② 介護度：要介護 1～5  
※ ただし、要介護認定を受ける前からサービス B を利用していた者に限る。
- ③ 開始時期：令和 3 年 4 月から

※ 本市における総合事業のサービス類型については、[参考 1](#)参照

## (1) 対象者(介護度)について

「要介護認定を受ける前からサービス B を継続的に利用する要介護者」

⇒ すべての介護度の要介護者を対象とすることにより、介護度で区切ることなく、本人の希望を踏まえて「地域とのつながり」の維持を選択できる環境を整備する。

※ サービスの利用にあたっては、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者が、ケアマネジメントのなかで、これまでの利用状況や認知機能・身体状況等の状態像を踏まえ、利用の有用性を判断するとともに、最終的には、利用者とサービス提供者間の合意によりサービスが提供されることを想定する。

(2) サービス価格について

サービス価格については、市社会福祉協議会のファミリーケアサービス等の既存の事業との整合を図り、現行のまま据え置く。

類型	サービス価格（現行額）
訪問型サービスB	1,000円/1時間 <補助額> 700円～900円/1時間
通所型サービスB	サービス価格は事業者が設定 <補助額> 運営費：30,000円/年 改修費：250,000円 物品購入費：25,000円

(3) サービスの併用について

サービスBは、従来の介護保険サービスでは提供困難な支援について、住民主体の活動により補完することを前提とするものであることから、介護給付や介護予防給付を含め、全てのサービスとの併用を可能とする。

(4) 介護予防ケアマネジメントの単位について

利用サービスの組み合わせにより、ケアマネジメント主体\*が変更することが想定されることから、支援の継続性や利用者にとっての分かりやすさ、居宅介護支援事業者への委託にも配慮し、要介護者に対する介護予防ケアマネジメントの単位については、居宅介護支援の単位と同額とする。

※ ケアマネジメント主体の整理については**参考2**参照

【表1：弾力化に伴う単位の設定案（令和3年度）】

	CL～要支2	<新たに設定する単位>		初回加算
		弾力化の対象者		
		介護1～2	介護3～5	
介護予防ケアマネジメント	438	1,076	1,398	300
居宅介護支援（参考）		1,076	1,398	300

【表2：訪問型サービスBの利用状況（令和2年12月利用分）】

サービスの併用状況	事業対象者	要支援	計	
サービスBのみ	1	5	6	⇒ <b>介護予防ケアマネジメント</b>
併用（相当・介護予防）	0	13	13	⇒ <b>居宅介護支援</b>
計	1	18	19	

3 スケジュール

令和3年3月 「宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」改正  
→ 対象者の設定、介護予防ケアマネジメントの単位設定  
4月 改正内容の適用開始

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービスについて

- 要支援1・2認定者、チェックリスト対象者に対して、多様な主体によるサービスを提供している。

**訪問型サービス**

種別	相当型	A型 (基準緩和型)	B型 (住民主体型)	C型 (短期集中予防型)
趣旨	ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為についての援助を行う。	一定の研修を受けた方が居宅を訪問し、生活援助を行う。	地域住民やNPOなどが主体となり、簡単な家事援助、傾聴や新聞朗読などの生活援助※を行う。	専門職などが、健康に関する短期的(約3か月間)な指導を行う。
主なサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や入浴の介助</li> <li>・通院・外出の付き添い</li> <li>・掃除や整理整頓</li> <li>・生活必需品の買い物</li> <li>・衣類の洗濯や補修</li> <li>・食事の準備や調理 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掃除や整理整頓</li> <li>・生活必需品の買い物</li> <li>・衣類の洗濯</li> <li>・食事の準備や調理 等</li> </ul>	1回の所要時間が概ね30分程度の簡単な家事援助等を週1回程度行うもの	看護師、歯科衛生士、作業療法士等の専門職が訪問し、状態に合わせて運動や脳トレ、口腔ケアなどを実施
主な従事者	訪問介護員(訪問介護事業者)	一定の研修を受けた地域の高齢者等	地域のボランティア団体自治会等	専門職等

**通所型サービス**

種別	相当型	A型 (基準緩和型)	B型 (住民主体型)	C型 (短期集中予防型)
趣旨	デイサービス施設で、食事や生活行為向上のための支援などを行う。	身近なデイサービス施設で運動やレクリエーションを行い、自立的生活を支援する。	地域住民やNPOなどが主体となりレクリエーションや運動など、自主的な通いの場を提供する。	生活機能を改善するため、運動器・口腔器の機能向上などの短期的な指導を行う。
主なサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師や保健師などによる健康チェック</li> <li>・機能訓練指導員の計画に沿った日常動作訓練</li> <li>・レクリエーションなど他の方との交流 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体機能の維持につながる運動</li> <li>・教養講座</li> <li>・スポーツ・創作・趣味等の活動 等</li> </ul>	施設等において健康・運動の場を提供するサービスで、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則月2回以上実施</li> <li>・1回の開催時間が概ね2時間以上</li> </ul>	「運動器の機能向上」「口腔機能の向上」「認知症予防」等の内容を盛り込んだ教室で、運動や脳トレ、口腔ケアなどを実施(全10回、約3か月)
主な従事者	通所介護事業者の従事者	地域のボランティア団体、通所相当事業者の従事者等	地域のボランティア団体	スポーツジム等の民間事業者

# 総合事業の対象者の弾力化

令和2年7月31日  
全国介護保険担当課長会議資料

- 要支援者等に限定されている介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の対象者について、**要介護認定を受けた場合も介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、地域とのつながりを継続する観点から、弾力化を行う。**
- 令和3年度からは、要支援者等に加えて、**市町村の判断により、要介護者についても、総合事業の対象とすることを可能とする。**

**要介護者の弾力化**  
【令和3年度～】  
※ 市町村の判断により実施

**要支援者等**  
【平成27年度～】  
※ 平成29年度より全市町村で実施

